

酒税とお酒の免許に関するご質問やご相談等について

酒税とお酒の免許に関するご質問やご相談等については、表1に掲げる税務署の酒類指導官の部門職員（以下「酒類指導官付職員」といいます。）が担当しており、表2の税務署については、表1に掲げる税務署の酒類指導官付職員が巡回によりお受けしております。

つきましては、表2の税務署に酒税やお酒の免許のご質問やご相談等のため来署される場合には、前もって表1に掲げる税務署の酒類指導官付職員の巡回日時をご確認いただきますようお願いいたします。

また、お急ぎの場合は、お手数ですが、表1の税務署の酒類指導官までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、お酒の免許に関するご質問やご相談等については、事前予約制とさせていただきますので、事前に表1の税務署の酒類指導官までご予約をお願いします。

- (注) 1 酒類指導官へのご連絡の際には、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」番（税務署）を選択してください。
- 2 酒税の納税申告書や酒類の製造・販売業免許に関する申請書などの書類は、酒類製造場又は酒類販売場を管轄する税務署にご提出ください。
- 3 国税庁ホームページには、「お酒に関する情報」として、お酒についてのQ&A（お酒に関する一般的なご質問等）や酒類の免許（免許申請の手引等）などの情報を掲載していますので、ご利用ください。

	〈表1〉酒類指導官設置税務署		〈表2〉巡回対象税務署
千葉県	千葉東税務署 酒類指導官 電話番号 043-225-6811（代表）	⇔	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原
	松戸税務署 酒類指導官 電話番号 047-363-1171（代表）	⇔	市川、船橋、柏
	成田税務署 酒類指導官 電話番号 0476-28-5151（代表）	⇔	銚子、佐原、東金
東京都	神田税務署 酒類指導官 電話番号 03-4574-5596（代表）	⇔	麹町、日本橋、京橋、四谷、新宿、小石川、本郷、中野、杉並、荻窪
	品川税務署 酒類指導官 電話番号 03-3443-4171（代表）	⇔	芝、麻布、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷
	浅草税務署 酒類指導官 電話番号 03-3862-7111（代表）	⇔	東京上野、本所、向島、江東西、江東東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南
	豊島税務署 酒類指導官 電話番号 03-3984-2171（代表）	⇔	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西
	立川税務署 酒類指導官 電話番号 042-523-1181（代表）	⇔	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山
神奈川県	横浜中税務署 酒類指導官 電話番号 045-651-1321（代表）	⇔	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉
	川崎北税務署 酒類指導官 電話番号 044-852-3221（代表）	⇔	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西
	厚木税務署 酒類指導官 電話番号 046-221-3261（代表）	⇔	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和
山梨県	甲府税務署 酒類指導官 電話番号 055-254-6105（代表）	⇔	山梨、大月、鵜沢